

ユネスコ「『世界の記憶』事業にかかる一般指針」(関係規定の抜粋)

以下は、ユネスコの「『世界の記憶』事業にかかる一般指針(以下、「一般指針」と言う。)」に記載される国際登録に係る関係規定(「8. THE INTERNATIONAL MoW REGISTER」の部分)の日本語訳を抜粋したものである。

本資料は「一般指針」からの抜粋の仮訳であり、必ず原文をあわせて参照のこと。

8. 「世界の記憶」国際登録

8.1 はじめに

- 8.1.1 「世界の記憶」国際登録は、第 2.3 節に示される、「世界の記憶」事業の3つの主な目的の達成を可能にする一つの手段である。したがって、「世界の記憶」国際登録の運営における「世界の記憶」事業の関心事は、一次資料の保存と資料へのアクセスの確保にあり、その解釈や歴史の論争の解決方法にはない。
- 8.1.2 コミュニティや文化、国、また人類全般にとって重要かつ不朽の価値を持ち、その劣化や損失が甚大な〔文化的〕貧困を招く全ての記録物を保存し、アクセスを提供する必要性への認識において、「世界の記憶」国際登録制度は「2015 勧告」を補強するものである。
- 8.1.3 よって、「世界の記憶」国際登録の重要性は、「世界の記憶」事業において最も広く知られた部分であること、また、市民、記憶機関、政府、非政府組織、及びその他の関係者の間で、記録遺産を全体として保護、普及し、アクセスの提供と利用するための支援的な政策的環境を創出する必要性に対する認識を高める手段として機能していることにある。
- 8.1.4 「世界の記憶」国際登録への登録をめざすにあたっては、「世界の記憶」ウェブサイトから入手可能な指定の申請フォームにより、「世界の記憶」事務局に対して正式に提出しなければならない。提出に続いて実施される審査は、以下の第 8.3 節に設定された選考基準に従って行われる。

8.2 審査に付されない申請〔受領可能性審査〕

- 8.2.1 申請にあたっては、一定の制限や、除外の対象となる記録物がある。これについては、「MoW」ウェブサイトから入手可能な一般指針に対する公募要領に詳細がある。
- 8.2.2 要約すると、以下のような記録物は、IAC 登録小委員会が申請案件として審査に付さないと見なす場合がある。
- ・現代の政治的指導者や政党に関する記録物：通常は、これらの記録物はそれぞれの「MoW」ナショナル／リージョナル・コミッティの決定に沿って、国内登録や地域登録がふさわしいと思われるものであるが、公平性及び客観性の必要性—そしてそう見なされる必要性—から、全ての「MoW」委員会が運用する現在の政治的状況にそぐわないものである。「MoW」登録は政治的な党派心にかかるいかなる非難も避けるべきである。
 - ・国の憲法や類似の記録物：これらは「MoW」国内登録にふさわしい候補案件とし得るものであるが、当該案件の影響が通常は国内に限定されるものであるため、通常は「MoW」国際登録、地域登録としては適切ではないと思われる。ただし、例えば他の国の憲法のモデルや、普遍的に享受された原則と

なったものの先駆的な存在であるなど、幅広い地理的影響が明白であるものは例外となる場合がある。

- ・機関が所蔵する全ての記録の申請：コレクションの申請にあたっては、一資料群やコレクション、また資料群の集合は歓迎するが、ある機関が所蔵する全ての所蔵資料を申請しても、認められない可能性が高い。ただし、機関内で保管される記録の内容が全体として合致しており、重要性や統一性、一貫性がある場合であれば、その限りではない。
- ・激しく損傷した記録で、当該記録の内容や特性が損なわれ、修復の余地がないもの。
- ・国連憲章及びユネスコ憲章の目的や原則に反する問題や考え方を助長する記録、及び／又は人権の否定やヘイトスピーチ、人種差別、偏見を助長するような記録

8.3 登録にあたっての選考基準

8.3.1 一貫した基準を用いることで、正確な分析が可能となり、それぞれの記録物やコレクションの独自の特性や意義を明らかにすることができる。評価の際には全ての基準が考慮されるが、その全てが当該記録物やコレクションに関連するものとは限らず、1つだけ、又は複数の基準が適用されたり、基準が相互に関連していたりする場合がある。ある記録物の重要性を正当化するために全ての基準に適用させる証拠をそろえる必要もない。実際、ある記録物が、一義的基準における一点においてのみ非常に重要であり、それが比較基準を考慮することで明確になる場合もある。基準は、記録物やコレクションがどのように、そしてなぜ重要なのかを説明するためのものである。これらの基準は、対象となる記録物やコレクションの種別によって、異なる意義を持つものである。

以下の基準が、評価の過程で全ての申請に対し適用される。

8.3.2 **評価は比較評価、及び相対評価である。** 文化的重要性の絶対的な尺度はない。登録にあたっての選考は、選考基準や本「一般指針」の全体的な趣旨に照らし、また過去に登録された記録物、却下された記録物との関連において、当該記録遺産自体の真価を評価した結果、決定される。

8.3.3 **真正性と完全性。** この基準は、当該記録遺産が見た目どおりであるかどうかを見るものである。「**真正性**」とは、本物であり、それそのものであり、偽物でないこと示す質であり、そのオリジナルの状態を損なっていないことである。その記録そのものであることや出所は信頼できる形ではっきりしているか？複製や模造、偽造や偽記録物、偽の情報が、全くの善意で、本物と見なされていることもある。また、一件の記録物としての「**完全性**」とは、全体的でありかつ完全であるという質を指す。記録遺産の一部が別の場所に保管されていて申請から漏れていることはないか？全てが同じ年代のもので、失われた部分新しく複製物で置き換えられていないか？当該記録物はオリジナルか？もしオリジナルでないなら、最も古い写本として知られるものか？当該記録遺産の何パーセント程度がオリジナルの状況のまま残存しているか？

8.3.4 これは、対象となる記録物の性質によっては複雑な問題となりうる。視聴覚媒体や電子ファイル、及び中世の写本など、記録物によっては、年代や完全性、保存状態が同様であったり異なったりする中で、様々な異本・バージョンが存在する場合がある。

8.3.5 世界的重要性：一義的基準

8.3.5.1 「世界の記憶」国際諮問委員会は、記録遺産が以下の3つの基準のうち一つ以上に合致した場合、世界的重要性を持ち合わせた記録遺産であると考え。申請者はこれらの基準のうち一つ以上に該当する旨、説明すること。一件の申請に対して必ずしも全ての基準を適用させる必要はない。関連するもののみを選択すること。

8.3.5.1.1 **歴史的的重要性**。当該記録遺産は、世界史に関連して何を伝えるものか。例えば、以下に関するものか。

- ・政治的あるいは経済的發展、又は社会的あるいは精神的活動
- ・世界史における著名な人物
- ・世界を変えた重要な出来事
- ・時代、出来事、人に関連する特定の場所
- ・唯一の現象
- ・特筆すべき伝統的慣習
- ・国家間、コミュニティ間に展開した関係性
- ・生活様式や文化様式の変化
- ・歴史における転換点、あるいは極めて重要な発明
- ・芸術、文学、科学、技術、スポーツ、その他生活や文化に関する卓越した事例

8.3.5.1.2 **形式やスタイルにおける重要性**。重要性は時に当該記録遺産の物理的特徴に由来する。例えば、ある記録物が手書きの原稿やタイプ打ちの紙媒体の記録という点では特別なものではなくとも、注目に値するような様式や人物とのかかわりを持っている場合がある。別の形式の記録遺産で言うと、〔当時にあっては〕革新的な質、芸術性の高さ、又は注目すべき特質が示されている場合がある。例えば、以下のようなものである。

- ・当該記録遺産が、同種のタイプのものでは特に優れた例である
- ・審美的、あるいは職人技術において顕著な質を持ちあわせている
- ・新規の、また通常みられない媒体である
- ・現在では使用されなくなったり別の媒体に取って代わられたりした記録物の形式の例である

8.3.5.1.3 **社会的、地域的、あるいは精神的的重要性**。特定の現存するコミュニティに根差す記録遺産が明らかかな重要性を持っている場合がある。例えば、あるコミュニティが、彼らが愛してやまない（又は憎んでいる）指導者の遺産や、特定の団体との特定の出来事、事実、場所に関する記録証言と強く結びついている場合や、精神的指導者や聖人と関連のある記録遺産を崇拝している場合などである。〔その場合、〕どのような事柄が表現されている記録であるかの情報を提供すること。

8.3.6 世界的重要性：相対的基準

8.3.6.1 「世界の記憶」国際諮問委員会は記録遺産そのものが持つ特性について、更なる情報を必要とする。

8.3.6.1.1 **唯一性、あるいは希少性**：記録物又はコレクションは、独自のもの（その種のもので作成された唯一のもの）あるいは希少なもの（多数製作された中の現存する数少ないもの）か？この質は一定の詳細さが必要となるだろう。コレクションや原稿、その他の記録物は、独自のものであったとしても必ずしも希少であるとは限らない。他にも同一ではないが似たようなコレクションや記録物があるかもしれない。

8.3.6.1.2 **状態**：記録物の状態は、それ自体が重要性を証明するものではない場合があるが、登録の適正には関わる。劣化が相当程度進んでいる記録物は、その内容や特性が、修復できない状態まで損なわれている場合、登録にはふさわしくない場合がある。逆に、記録物の状態はよくても、保存環境が悪かったり安全性の低い状態で管理されていたりすると、リスクがある場合がある。当該記録物やコレクションの性質によっては、申請書に現在のリスクにかかる認識や修復の必要性の詳細を十分に記載する必要がある。登録された場合は、現在の状況や保管にあたっての安全性をモニタリング*する基準が示される

こととなる。〔*訳注：記録物のモニタリングについては、本「一般指針」第8.8節を参照のこと〕

8.3.7 重要性の説明

8.3.7.1 申請者は、申請書に重要性の記述を含めなければならない。これは一義的及び相対的基準、及び真正性と完全性の分析の下に要点を概略するものである。

8.3.7.2 以下のことを説明すること。

- ・なぜこの記録遺産が世界の記憶にとって重要であり、その損失が人類の遺産としての貧困を招くことになるのか。
- ・国家や地域の境界を越えた生活や文化に対し、一正であれ負であれ一どのような影響を与えているか／与えたか。

8.4 申請書提出の形式について

8.4.1 記録遺産は公立機関の所有であっても、民間の所有であってもよい。

8.4.2 「世界の記憶」ウェブサイトに掲載されている申請書に提示されている指示は、本「一般指針」の一部を構成するものである。

8.4.3 実務上の理由から、申請は、2年に一度のサイクルにおいて、**1か国あたり2件まで**に制限する。2件以上の申請があった際は、関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ又はユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織に対して、2件に絞ることと、当該2件に選択した理由を求めることとなる。

8.4.4 コレクションや〔記録の〕集合体が所有者／管理者の間で分かれているために、異なる加盟国間で2名又はそれ以上の申請者による**共同申請**を行う場合は、そのような申請案件の数や申請に加わる共同申請者の数に制限はない。申請者が所有者／管理者でない場合、**所有者／管理者が申請について同意**している必要がある。所有者／管理者が同意を保留している場合は、申請者はその理由を説明しなければならない。

8.4.5 申請できる記録遺産の種類については、具体的な制限がある場合がある。本件については、第8.2節に詳細がある。

8.4.6 申請された図書あるいはアーカイブ・コレクション、及び記録群は、**明確な開始日と終了日**のある、完結したものでなければならない。それらがあいまいに記載されていたり、完結していない申請案件は受け付けない。〔受付可能なものの〕典型的な事例としては、記録物箱や保管場所に関する番号、定まった分量、内容に関するデータベースによって特定される記録群又は目録化されたコレクションである。目録や登録された内容の記述が多すぎる場合は、サンプルとなる目録の項目、受入・登録番号又はその他の詳細を附録として付したものを提出すること。

8.4.7 記録遺産が、複数の複製物〔写本〕や類似の異本〔バージョン〕の形で存在する場合—例えば図書や映画作品など—は、特定の複製物〔写本〕等を選んで申請するのではなく、「**作品〔work〕**」として申請すること。ただし、申請にあたっては少なくとも1点の複製物〔(写本)〕を特定すること。特定の状況においては、当該複製物を既存の登録に追加する形で申請を行う場合もあり得る。本件の詳細は第8.7節を参照のこと。

8.4.8 **簡潔であること**。申請書の内容は包括的であるべきだが、必要以上に長くすべきではない。申請書類は量ではなく、質において評価される。長さについての決まりはないが、通常は長くとも**A4サイズ15ページ程度**で十分である。

8.4.9 必要な場合は、**写真、リスト、画像若しくは電子ファイルなどを、附録**として付けてもよい。これら

は、RSCやIACの評価において非常に役立つものである。「世界の記憶」事務局が申請書を受付けると、〔申請者は〕ユネスコに対して、それら画像を含む当該申請書を加盟国向けのオンライン・プラットフォーム（詳細は第8.5.3.2.1項を参照）及び「世界の記憶」ウェブサイトの両方で公開する許可を与えたものと見なされる。また、他に申告されていない限りは、申請された記録物が「世界の記憶」登録に至った場合、申請書の受付によって、広報目的で画像及びグラフを刊行したり使用したりする権利をユネスコに対して付与したともみなされる。実務上の理由から、電子ファイルは適度なサイズにしておくことが望ましい。

8.4.10 **客観性**。全ての申請は、その長所を生かして申請される。申請は、事実に基づき、公平かつ客観的な言葉で記載すること。大げさな主張や証明できない主張、若しくは誰かの名誉を傷つけるような表現、政治的宣伝又は極論的な言葉遣いは非生産的であり、評価を困難にする。他の歴史的出来事との類似性を示すなど、解釈を加えるようなことも、有益ではない。このような申請は、登録却下となるか修正のため申請者に差し戻されることがある。

8.4.11 **アクセス容易性**。申請者は、〔保管されている〕現地でもインターネット上でも、現実的に可能な形で、記録遺産を一般にアクセスしやすくすることが推奨される。これは登録にあたっての前提条件ではないが、アクセスの提供は「世界の記憶」事業の目的であり、評価の過程において明らかに役立つものである。

8.4.12 **法的な事柄**。申請書の加盟国向けのオンライン・プラットフォームや「世界の記憶」ウェブサイトへの投稿又は記録遺産への登録は、「世界の記憶」事務局に対しいかなる法的義務又は財務的義務を負わせるものではない。所有権、管理権又は資料の使用についても、正式には何ら影響を与えない。また、所有者、管理者又は政府に対し、いかなる制限や責任をも課すものではない。同様に、ユネスコに対しても、資料の保存、管理、アクセスの提供に必要なリソースを提供する責任を課すものではない。しかしながら、申請は、登録された記録遺産の所有者／管理者が、その保存やアクセスの提供を実行する責任があることを意味している。

8.5 申請プロセス

8.5.1 提出

8.5.1.1 2年に一度、〔ユネスコ〕執行委員会が申請サイクルの日程を決定した後、「世界の記憶」事務局は「世界の記憶」ウェブサイト上において、申請の募集の呼びかけを行う。募集の呼びかけにあたっては、**呼びかけから少なくとも4ヶ月後となる申請の提出期限**と同様に、申請が満たすべき選考基準を示すものとする。

8.5.1.2 上記第8.4.4項に定義される共同申請を含め、申請は、加盟国によってのみ為され、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティなどのユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通じて、電子的に、及び郵送の形で、「世界の記憶」事務局宛てに提出する。

8.5.1.3 上記第8.5.1.2項の定めはあるが、所有者又は管理者の書面による同意をもって、いずれの個人や組織であっても、申請に関連する加盟国のユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ等のユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通じて、申請を提出できる。

8.5.1.4 以下の国際機関は、「世界の記憶」事務局を通じて申請を提出できる。

- ・国連及び国連システムの中のその他の組織で、ユネスコと相互代理契約を結んでいる機関。
- ・ユネスコとは相互代理契約を結んでいないが、国連システムの中の機関
- ・政府間組織
- ・ユネスコの非政府組織とのパートナーシップにかかる指令に沿って、ユネスコと公式のパートナーシップを結んでいる国際的非政府組織

8.5.1.5 申請が1つ又は複数の加盟国に関連する場合は、関係する加盟国は、国際組織が提出した申請を承認すべきである。そのような国際組織は、関係する加盟国のユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通じて、承認を申請することができる。

8.5.1.6 申請は、「世界の記憶」ウェブサイトにある指定された申請様式に基づいて行わなければならない。

8.5.2 「世界の記憶」事務局による申請の登録

8.5.2.1 「世界の記憶」事務局は、各申請を記録し、申請者に対し受付したことを通知し、申請〔の内容〕が整っているかを確認する。申請が完全でなければ、「世界の記憶」事務局は不足している情報を申請者に対して速やかに要求する。申請書が整わない限り、当該申請に対してはそれ以上の対応は行われない。

8.5.2.2 申請書が整えば、「世界の記憶」事務局は申請者に知らせると同時に、当該国のユネスコ代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織にも同報する。申請された記録物が、関係する加盟国に言及したり記録の作成者である場合は、「世界の記憶」事務局より、当該国のユネスコ代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織、あるいは当該加盟国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティに対して通知する。「世界の記憶」事務局は、存在する場合は関連する「世界の記憶」リージョナル・コミッティにも通知する場合がある。

8.5.2.3 「世界の記憶」事務局は申請書を加盟国向けのオンライン・プラットフォームにアップロードする。

8.5.2.4 その上で、「世界の記憶」事務局は、選考にかけるため、申請を登録小委員会（RSC）に送付する。

8.5.3 登録小委員会（RSC）による申請の受領可能性と選考

8.5.3.1 受領可能性

8.5.3.1.1 〔選考〕プロセスの一環として、RSCは、第8.2.2項に規定される受付が認められない記録物のリストを考慮しつつ、当該申請が受領可能かを決定する。

8.5.2.1.2 特定の申請が受付不可についてのRSCの決定がなされると、「世界の記憶」事務局を通じて申請者に連絡される。

8.5.3.2 情報の伝達

8.5.3.2.1 RSCが、申請について選考のため受付可能と明示すれば、「世界の記憶」事務局は全ての国際登録への申請にかかる記録物記録を掲載する「世界の記憶」プラットフォームを設置し、〔申請書を〕アップロードする。「世界の記憶」事務局は加盟国に対し、アップロードについて通知する。プラットフォームへのアクセスは、ユネスコ代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織、「世界の記憶」リージョナル・コミッティ及び「世界の記憶」ナショナル・コミッティが可能とする。加盟国は、当該プラットフォームに新しく情報が追加されるたびに、電子メールによって、自動的に通知を受ける。加盟国は、以下の第8.5.3.3.2項に明記されるように、いずれの個人や団体からによるものであれ、コメントや異議の提出を促進する目的において、民間の記録遺産

関係者や関連する国の関係者に対して、当該プラットフォームに搭載される申請ファイルへのアクセス権を与えることができる。

8.5.3.3 コメントあるいは異議の提出

8.5.3.3.1 全ての申請が加盟国向けのプラットフォームにアップロードされると、アップロードから60日以内の期間（加盟国の要請によって最大90日間まで延長可能）、加盟国は、「世界の記憶」事務局によって指定されたフォーム（「世界の記憶」事務局ウェブサイトから入手可能）を使用し、コメントや追加情報、異議申し立てを提出することができる。「世界の記憶」事務局はフォームの受け取りを確認し、申請者とRSC、IACに転送する。

8.5.3.3.2 第8.5.3.2.1項に言及される民間の記録遺産関係者や関連する国の関係者に対する、オンライン・プラットフォームに搭載される申請ファイルへのアクセス権に関しては、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ等のユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通して、いかなる個人あるいは団体でも、加盟国を通じて現行の申請に対するコメント、支持、あるいはその他の関連する解釈にかかる情報が提出される期間、規定された窓口も示される。例えば、〔コメント等の〕送付者は、申請案件に対して補助的な情報の提供を希望したり、記録物の内容や受領可能性／選考基準に合致しているかどうかにおいて申請に異議申し立てができる。しかしながら、これらの領域を超えたコメントは、RSCは考慮しない。

8.5.3.3.3 加盟国が申請に対して異議申し立てを行う際の申請プロセスは、8.6節「問題物件にかかるプロセス」に記載している。

8.5.3.4 評価

8.5.3.4.1 RSCは、各申請につき、申請者によって提案された専門家やRSCが独自に選んだ他の専門家との協議を含め、綿密な評価を行う義務がある。RSCは必要と思われる適切な情報源はどのような者からであってもコメントや評価を求め、既存の「世界の記憶」国際登録記録遺産を含め、類似の記録遺産と全ての申請を比較する。

8.5.3.4.2 評価プロセスは透明性を担保する一方で、秘密保持を必要とするプライバシーの懸念やIACの倫理規定に抵触するものについては配慮を行う。RSCはその客観性に影響を与えないように、申請者とは独立した立場で運営される。〔したがって〕申請者との連絡は全て「世界の記憶」事務局を通じて行われる。

8.5.3.4.3 異議申し立てを受けていない申請は、RSCによる評価を進め、「世界の記憶」事務局は申請者から追加的情報を要求する場合もある。申請者は、第8.3節に設定された選考基準に準拠するよう、申請の修正や更新ができる。

8.5.3.4.4 RSCの評価と勧告は、グループ全体としての合議制による議論と結論の成果であり、議論や結論にかかる個々のRSCメンバーの意見は特定されない。

8.5.3.4.5 RSCがIACに対し勧告を行うと、「世界の記憶」事務局は勧告の主旨について書面において申請者に通知し、関係する加盟国のユネスコ代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織、「世界の記憶」リージョナル・コミッティと「世界の記憶」ナショナル・コミッティに対して通知する。

8.5.3.4.6 申請者は〔勧告に対する〕回答の機会を与えられる。RSCがその回答について十分に納得できない場合、申請者は追加情報やより強い主張を盛り込んだ修正版の申請書を提出するよう求められること

がある。

8.5.3.4.7 申請者の回答に基づき、RSCはIACに勧告を提出する前に、その評価をもう一度検討することがある。

8.5.3.4.8 いかなる申請に対しても、RSCは理由を添えて、以下のいずれかの措置をIACに対して勧告する。

登録：選考基準に合致する。

暫定登録：選考基準を満たしているが、技術的な詳細が一部不完全である。不足している情報の提出日が指定され、正式に提出された場合は自動的に登録される。

情報照会／再提出：申請された記録遺産は、潜在的に登録基準を満たしている可能性があるが、提供された情報ではこれを完全に立証するには不十分である。申請者は、次の2年に一度の申請サイクルにおける選考に向けて、より詳細な申請書を提出するよう求められる。

登録却下：第8.3節に定められた登録の基準を満たしていることを示していない。申請の却下は、必ずしも記録遺産の重要性や申請書自体に対する否定的なコメントではない。

例えば、RSCが、当該記録遺産が「世界の記憶」の地域／国内登録へ申請される方がより適切であると考えることがある。当該記録遺産が、単独の視線ではなく共同申請の一部とするほうがふさわしいと判断することによる場合もある。あるいは、申請者が今回は説得力のある主張ができていないと結論づけることもある。登録却下となっても再提出を妨げるものではない。申請の内容に変更がなければ、最初に提出したのものも含めて、最大3回まで提出することができる。

8.5.3.4.9 RSCは、2年に1度開催されるIACの定期会合の少なくとも2ヶ月前に、裏付けとなる説明を添えて、IACに当該勧告を提出する。

8.5.3.5 国際諮問委員会（IAC）による申請の評価

8.5.3.5.1 評価プロセスは透明性を担保する一方で、秘密保持を必要とするプライバシーの懸念やIACの倫理規定に抵触するものについては配慮を行う。IACはその客観性に影響を与えないように、申請者とは独立した立場で運営される。〔したがって〕申請者との連絡は全て「世界の記憶」事務局を通じて行われる。

8.5.3.5.2 RSCの勧告に基づき、IACはそれぞれの申請に対する勧告を作成する。

8.5.3.5.3 IACは理由を添えて、以下のいずれかの措置を勧告する。

登録：第8.3節に設定された選考基準に合致する。

暫定登録：第8.3節に設定された選考基準を満たしているが、技術的な詳細が一部不完全である。不足している情報の提出日が指定され、正式に提出された場合は自動的に登録される。

照会／再提出：記録遺産は、潜在的に第8.3節に設定された登録基準を満たしている可能性があるが、提供された情報ではこれを完全に立証するには不十分である。申請者は、次期申請サイクルに向けて、より詳細な申請書を提出するよう求められる。

登録却下：第8.3節に定められた「世界の記憶」国際登録の基準を満たしていることを示していない。申請の却下は、必ずしも記録遺産の重要性や申請自体に対する否定的なコメントではない。例えば、IAC〔*原文はRSCだがIACの誤記と思われる〕が、当該記録遺産が「世界の記憶」の地域／国内登録へ申請される方がより適切であると感じることがある。当該記録遺産が、単独の申請ではなく共同申請の一部とするほうがふさわしいと判断することによることもある。あるいは、申請者が今回は説得力のある主張ができていないと結論づけることもある。登録却下となっても再提出を妨げるものではない。申請の内容に変更がなければ、最初に提出したのものも含めて、最大3回まで提出することができる。

8.5.3.5.4 IACは事務局長に対し、ユネスコ執行委員会の議題に含めるよう、勧告する。当該議題は、執行委員会が、IACによって決定された申請を承認するよう提案するものとなる。

申請の詳細は、執行委員会の情報記録物に含められる。

8.5.3.5.5 「世界の記憶」事務局は申請者に対して、結果を伝え、また登録に至った申請についてメディアに通知する。登録された記録遺産は、「世界の記憶」ウェブサイト上に掲載される。

8.5.3.5.6 加盟国が「世界の記憶」事務局に対して申請に関する情報を求めた場合は、当該要請の受付から30暦日以内に回答を行うものとする。

8.6 問題案件にかかるプロセス

8.6.1 特定の申請に関わりのある加盟国が提起した異議申し立てのみ、検討の対象となる。

8.6.2 [申請と関わりのない] その他の加盟国、又は適切な場合におけるその他の関係者による異議申し立ては、第8.3節で定められた選考基準又は第8.2節で取り上げられる記録物の受領可能性の基準に関係する場合にのみ、検討の対象となる。

8.6.3 「世界の記憶」事務局から申請者に異議申し立ての通知がなされた日から、30日（加盟国の要請により最大90日まで延長）で、申請者は回答する。異議申し立てを行った加盟国は、申請者からの回答を受け取った日から30日以内に、異議申し立てを維持するか撤回するかを示すことができる。この期間が経過しても返答がない場合、その加盟国の異議申し立ては撤回されたものと見なされる。

8.6.4 全ての連絡は「世界の記憶」事務局を通じて行われ、「世界の記憶」事務局は加盟国向けのオンライン・プラットフォームに連絡事項を適時にアップロードし、異議申し立てを行った加盟国や、必要に応じてRSCやIACに転送する。

8.6.5 申請案件に対しては、技術的事項又は非技術的事項において、異議申し立てを行うことができる。異議申し立ての性質によって、その問題を解決するためのプロセスが決定される。

8.6.5.1 技術的事項による異議申し立て

8.6.5.1.1 第8.2節に規定されている受付不可となる申請や、第8.3項に規定されている登録基準に関連して問題を提起している場合、申請は技術的事項において異議申し立てを受ける。このような異議申し立ては、第8.5.3.3.2項に規定されるように、いかなる個人又は団体でも、加盟国を通じて、ユネスコ国内委員会、国内委員会がない場合には、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ等のユネスコとの連携を担当する関連政府機関を使って、行うことができる。この場合、RSCにはこのような異議申し立ての検討、及び提起された問題点を申請者がどのように解決するかについて、技術的な助言が要請される。

8.6.5.1.2 関係する当事者がRSCの助言に満足すれば、当該申請は異議申し立て物件ではなくなり、通常の選考プロセスに戻って、第8.5.3.4項及び第8.5.3.5項に規定されるように、正式なRSC/IACによる評価に進む。当事者が助言に満足しない状況となれば、RSCからの最終的な助言勧告を受けてから30日以内に、関係する当事者は第8.6.5.2項に示されている手続きを利用することができる。

8.6.5.2 非技術的事項による異議申し立て

8.6.5.2.1 異議申し立ての理由が、第8.2節及び第8.3節に規定されている受領可能性審査及び登録基準の範囲外である場合、申請は非技術的事項で異議申し立てされる。このような異議申し立ては、上記第8.5.3.3項に記載された期間／出来事が起こっている期間中のみ、加盟国が書面によって正式に表明するものとする。

- 8.6.5.2.2 IACは、下記の第8.6.5.2.4項を考慮して、受け付けられた全ての申請ファイルを公平に扱わなければならない。
- 8.6.5.2.3 申請ファイルが非技術的事項で一国又は複数の加盟国から正式に異議申し立てを受けた場合、RSCによるファイルの専門家評価が行われることがあるが、RSCの評価が異議の解決に役立つと当事者が合意した場合を除き、その結果は公開されることはなく、また何人にも通知されない。また、〔当該物件が申請された募集〕サイクルでの当該物件の選考プロセスが進むかどうかは、当事者によってなされる対話プロセスの結果次第となる。対話プロセスが行われている間、申請ファイルはプラットフォーム上に保存される。
- 8.6.5.2.4 異議申し立て物件にかかる当事者が、調停者／ファシリテーターによる対話プロセスに参与する準備があることを示すユネスコ事務局長宛ての書面による要請により、第8.6.5.2.3項に規定された評価プロセスに異議を唱えた場合、事務局は直ちにIACに対し、RSCによる評価と全ての当該申請サイクルにおけるその後のステップを保留し、〔その再開は〕対話プロセスの結果によるものとするを指示する。
- 8.6.5.2.5 事務局長は、上記第8.6.5.2.4項に記載された書面による要請を受付けた後、3ヶ月から6ヶ月の間に、当事者との協議を経て、当事者が合意した調停者／ファシリテーターを指名し、その調停者／ファシリテーターは、誠意をもって、国家間の理解と協力の精神に基づき、期間の制限なしに真摯な対話プロセスに参与するものとする。
- 8.6.5.2.6 この調停者／ファシリテーターによるプロセスにかかる費用は、当事者が負担するか、この目的のために任意で拠出されるものとする。
- 8.6.5.2.7 事務局は、各申請サイクルの終わりに、進行中の全ての異議申し立てに関する対話の進捗状況を、情報記録物の形で執行委員会に報告する。
- 8.6.5.2.8 第8.6.5.2.5項に規定される対話プロセスが進行している間は、申請ファイルはプラットフォーム上に「保留中の申請案件」という名前で保存され、当事者のみがアクセスできる。プラットフォーム上では、ファイルそのものではなく、タイトル及び申請ファイルの状態に関する、事実に基づく短い説明文が公開されるものとする。
- 8.6.5.2.9 当該申請ファイルは、事務局が当事者から異議申し立てが解決した旨の連絡を受けた後、優先的物件として進行中の申請サイクルに戻る。
- 8.6.5.2.10 対話の結果については先入観を持って判断がなされることはないが、関係する加盟国は、「平和と、そして自由、民主主義、人権、尊厳の尊重を促進するために、理解と対話を深めるための知識の共有を促進する記録遺産の重要性を強調する」という「2015勧告」の精神に基づき、対話を行うことが期待される。

8.7 既存の登録物件への追加

- 8.7.1 個々の記録物が複数の複製物〔(写本)〕や異なるバージョンで存在する場合——例えば、印刷された書籍や、異なるバージョンや複数の言語で公開された長編映画など——、申請は、言及される特定の写本等だけではなく、知的実体 (intellectual entity) である「作品 (work)」そのものに関連づけること。同等の完全性と古さを持つさらなる複製物〔(写本)〕が確認された場合、既存の登録に追加する形で申請することができる。
- 8.7.2 これと同じ考え方は、不完全であることが判明した登録コレクションにも適用される。例えば、コレクションが複数の機関にまたがって保管されており、後にコレクションのさらなる部分が特定された場合などである。さらに、登録されたコレクションが段階的に増加した場合、登録コレクションの特性や

属性を変更しない限りにおいて、既存の登録を更新する場合もある。

8.7.3 「世界の記憶」のウェブサイトから利用可能な本一般指針の公募要領（Companion）に詳述されるように、動的なデジタル資料を「世界の記憶」国際登録において登録を維持するには、最初の登録後に更新が必要になる場合がある。

8.7.4 上述の全ての場合において、〔追加にかかる〕プロセスは、所有者／管理者、IACもしくはビュロー、又は「世界の記憶」事務局が開始できる。付随する作業はRSCに割り当てられ、以下の作業が含まれる。

- 既存の申請書を検討し、特定の事例に適した真正性、独自性、完全性、希少性の基準を設置する。
- 提案された原本となる記録物、その所有者／管理者、及び関連する管理計画を特定する。
- 当該原本を既存の登録に追加するための事案を準備する。
- 現在登録されている記録物が引き続き選定基準を満たしているかどうかを検討する。

8.7.5 次いで、「世界の記憶」事務局は関連する所有者／管理者に連絡し、当該複製物〔（写本）〕を登録に追加する同意を得る。

8.7.6 〔追加にかかる〕提起は、「世界の記憶」ウェブサイトに掲載されている簡易版の申請書を使用する。以降のプロセスは、2年2年に1度の申請受付に必要な締切日とその他のプロセスが適用され、結果は他の新しい登録リストと同時に発表される。登録の証明書は、所有者／管理者である関係機関に授与される。

8.8 登録のモニタリングと報告

8.8.1 「2015勧告」の規定に沿って、登録された記録物の状態を以下のような体系的方法で**モニタリング**する必要がある。

- 加盟国又は組織内における、登録された記録遺産の**保存に対する影響の評価**を提供する。
- 登録された記録物の**状態と、それを維持するために取られている措置の評価**を提供する。
- 状態が悪化したり、その他のリスクがある場合に、**保存に関する助言を求める枠組み**を確立する。
- 「世界の記憶」ネットワーク全体の協力と経験の共有を促進し、「世界の記憶」事業の信頼性を維持する。

8.8.2 登録された記録遺産を保管する全ての団体及び個人は、「**世界の記憶**」事務局の**要請に応じて、6年を超えない範囲**で、「世界の記憶」事務局が管理する暦に従って定期的にその状態について**報告書を提出**しなければならない。報告書は、必要に応じて登録小委員会（RSC）及び保存小委員会（PSC）に付託され、それぞれがフォローアップ措置を勧告する。適時に報告書が提出されなかった場合は、自動的に当該フォローアップ措置が開始され、IACよりユネスコ執行委員会に対し、国際世界の記憶登録簿からの削除が提案される可能性がある。

8.8.3 IACは、必要に応じて、「世界の記憶」事務局が指定した専門家による、施設訪問を含むモニタリング手順の基準及び方法の実施を義務付ける。6年ごとの報告にもかかわらず、登録された遺産が著しく劣化している、あるいは完全性が損なわれているという助言を、第三者を含む何らかの情報源から「世界の記憶」事務局が受け取った場合は、RSC及び／又はPSCが調査を行う。当該助言が立証された場合は、「世界の記憶」事務局は成果として得られた報告書を、適宜、申請者又は管理機関に送付し、意見を求める。RSC及び／又はPSCはコメントを評価し、削除、是正措置又は登録維持について、IACに勧告を行う。IACが削除勧告を支持する場合は、全ての当事者に通知される。

8.9 「世界の記憶」国際登録からの削除

8.9.1 一度登録された記録遺産は、定期的な見直しやその他の手段によって再評価を必要とする状況が発

生しない限り、国際「世界の記憶」登録簿に恒久的に維持される。

8.9.2 上述の定期的な見直しプロセスに加えて、新たな情報により登録の再評価が必要となり、**登録された基準に照らして不適格であることが証明**された場合、「世界の記憶」国際登録からの**記録遺産の削除**が正当化されることもある。

8.9.3 見直しプロセスは、個人又は団体（IACを含む）が、ユネスコ国内委員会、国内委員会がない場合は、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ等のユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通じて、「世界の記憶」事務局に書面で懸念を表明することによって開始することができ、「世界の記憶」事務局は調査と報告のためにその問題をRSCに委ねる。RSCが懸念を立証したと判断した場合、「世界の記憶」事務局は元々の申請を行った者（不在の場合は他の適切な機関）にコメントを求める。RSCは、収集したデータを評価し、〔登録からの〕削除、〔登録の〕維持、その他の是正措置についてIACに勧告を行う。次いで、IACは、事務局長を通じて執行委員会に、当該記録遺産に関連する削除、維持又はその他の是正措置を勧告することができる。「世界の記憶」事務局は、その結果を全ての当事者に通知し、「世界の記憶」国際登録簿に必要な調整を行う。